

平成31(2019)年度大阪府主任介護支援専門員研修(前期) 募集要項

1 研修目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2 研修対象者

「大阪府登録の介護支援専門員であって、その業務に関し十分な知識と経験を有する者」

具体的には、大阪府登録で、かつ、現に実務に従事している介護支援専門員のうち、以下の(1)共通要件①②のいずれにも該当する者であって、かつ(2)個別要件の①から④のいずれか1つに該当する者とする。

(1) 共通要件(①、②の両方を満たす必要があります。)

①研修申込時に、居宅サービス計画書(第1表から第3表)を提出し利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者(指定の様式による事例の提出が必要です。)

※居宅サービス計画書及び事例については、提出前に個人情報等の記載がないことを確認してください。(氏名は匿名にするなど、個人を特定できる情報がないようにしてください。)

②平成31年2月15日(申込み締め切り日)時点で、介護支援専門員研修のうち、以下のいずれかの実務経験者研修を修了している者。

- ・専門研修課程Ⅰを修了かつ、専門研修課程Ⅱを修了している者
- ・介護支援専門員更新研修実務経験者向け研修を修了している者

(2) 個別要件(①～④のいずれか1つを満たす必要があります。)

①専任の介護支援専門員として実務に従事した期間が平成31年4月8日(研修第1日目の前日)時点で通算して5年(60ヶ月)以上である者(なお、指定居宅介護支援事業所管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)

②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(なお、指定居宅介護支援事業所管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)

③介護保険法施行規則第140条の66第1号のイ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者

④その他、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者。(なお、大阪府では、この基準については、①以外で、常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者とする。)

※実務経験については、平成31年4月8日(研修第1日目の前日)までの期間とします。

実務経験証明書の証明日から平成31年4月8日までの期間を含めた実務経験証明書を提出される場合は、受講確定後、確認書の提出をお願いする場合があります。

詳しくは、3ページの「10.介護支援専門員の実務経験のルールについて」をご覧ください。

※個別要件①に該当する「専任」とは常勤専従のことです。

※個別要件②に該当する「常勤の介護支援専門員」とは、当該事業所における介護支援専門員としての勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の勤務すべき時間数(週 32 時間を基本とする。)に達しており、主たる業務が介護支援専門員である者です。

※個別要件③介護保険法施行規則第140条の66第1号のイ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者のことです。

3 実施主体

公益社団法人 大阪介護支援専門員協会

4 研修実施日程

※下記共通講義課目に関しては、代替えの日程はありません。受講の可否をご確認いただき、お申込みください。

1日目	2日目	3日目	4日目～12日目
4月9日	4月16日	5月8日	グループごとの日程

5 募集人数(予定)

400名

6 研修カリキュラム

※別紙「大阪府介護支援専門員研修・主任研修カリキュラム」参照

7 受講料

60,000円(教材費を含む):12日間

※別途振込手数料120円が必要です。

※振込方法等、詳細は3月上旬頃発送する受講日程通知書にてお知らせします。

※振込期限までに必ず振込んでください。なお、平成31年3月31日までに受講を辞退した場合は、振込済みの受講料から必要経費(振込手数料)を差し引いて返金します。4月1日以降(受講前であっても)の辞退の場合は返金できません。

8 受講にあたって

研修の受講にあたり、次の2つの事例提出が必要です。(提出物については、研修1日目に説明します。)

- ①事業所内で相談したい事例
- ②地域包括支援センターで相談したい事例

9 申込み期限・申込み方法等

(1) 申込期限 **平成31年2月15日まで(当日消印有効)**

(2) 申込方法

受講要件を満たしているか確認し、下記(3)申込み時提出書類をすべて揃え、「平成31年(2019年)度主任研修申込時の提出書類のチェックシート」に☑チェックを入れて確認後、そのチェックシートとともに、4ページ下段の「研修申込先」の宛先まで**必ず簡易書留郵便**にて送付してください。**FAXでの申込みはできません。**

※提出書類の用紙(書式)については、公益社団法人大阪介護支援専門員協会のホームページ(<https://www.ocma.ne.jp/>)よりダウンロードしてください。またA4サイズ用紙での提出をお願いします。

(3) 申込み時提出書類

【注意事項】

※提出書類は、どの要件で受講するかにより異なります。くれぐれも漏れのないように、お願いします。

※各自必ず**全提出書類の控え**を取っておいてください。

※申込書・添付書類の記入上の注意事項(各書類裏面等に記載)をよく読んで記入してください。**申込書に事業所名や事業所番号等必要な記入がない、必要な押印(指定された印鑑…代表者印等)がない、作成日付・担当者氏名の記載がない等**、提出された書類に不備がある場合は、3月31日までに再提出がないと、受付が出来ませんので、ご注意ください。

提出書類一覧

「平成31(2019)年度主任研修申込時の提出書類のチェックシート」にてご確認ください。

10 介護支援専門員の実務経験のルールについて

下記の事業所又は施設において介護支援専門員として、居宅サービス計画書の作成を行うことを指します

- ◀ 下記の事業所又は施設で就労していたとしても、単に要介護認定の調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを行っており、居宅サービス計画書の作成をしていなかった場合は、実務経験として認められません。
- ◀ 指定居宅介護支援事業所における常勤専従の管理者については、実務経験ありと認められます。

=事業所・施設一覧=

- ①居宅介護支援事業所
- ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④介護保険施設
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦介護予防支援事業者
- ⑧地域包括支援センター

11 受講について

※原則として、日程変更は出来ません。但し、やむを得ない事情で研修日に受講できない場合、速やかに当協会にご連絡ください。やむを得ない事情とは、災害・事故・疾病等受講者の責めに帰することができないと当方が判断できる場合のみです。

※受講決定通知後であっても、必要書類の提出がない場合や受講要件を満たさないことが確認された場合、介護保険法第69条の34の規定に違反していると認められる場合及び、受講にあたって不正を行った場合は受講決定を取り消すことがあります。

※受講に関して、著しく研修等の妨害(演習に参加しない、研修以外の資料を作成する、遅刻・早退及び研修中の受講拒否等)の場合は研修を修了したとみなさない場合があります。

※研修受講までの流れ(受講開始までの流れ)

受講者より申込書及び添付書類の郵送⇒受講日程通知書郵送(受講料の振込案内)(3月上旬)⇒

受講料の振込(振込期限までのお振込)⇒受講確定通知郵送

12 研修修了証明書の交付等

全ての科目を修了し、修了評価により修了が認められた受講者に対し修了証明書を交付します。

※本研修は定められた研修課程をすべて履修することが必要です。1回でも欠席・遅刻・早退があると、当該年度において研修を修了することはできません。

13 その他

- ◆ 申込み時に提出いただいた書類は返却いたしません。
- ◆ 平成31(2019)年度大阪府主任介護支援専門員研修受講申込書及びこれに添付された書類に記載された個人情報については、個人情報保護関係法令を遵守し、大阪府主任介護支援専門員研修以外には使用いたしません。
- ◆ 制度改正にともない、本年度は、主任介護支援専門員研修は年2回募集します。受講要件を満たした時点で、お申し込みください。(次回募集は未定です。大阪府ホームページ等で決定しだい、ご案内します。)
- ◆ 平成28年度から主任資格の更新制度が始まりました。主任資格は主任研修終了から5年間有効となります。

(主任研修では、介護支援専門員証の有効期間の更新はできません)

=研修申込先=

〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目7番31号 OMMビル(大阪マーチャンダイズ・マートビル)3階
公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 研修センター 主任介護支援専門員研修 宛
ホームページアドレス <http://www.ocma.ne.jp>

=お問い合わせ電話番号=

TEL:06-6390-4010 (コールセンター)

お問い合わせは、9:00~18:00(日祝日除く)にお願いします。

平成31(2019)年度大阪府主任介護支援専門員研修受講申込書

別紙 1

平成31(2019)年度大阪府主任介護支援専門員研修について、下記のとおり申込みます。

受講申込日 年 月 日

楷書で丁寧に、全ての欄に記入又は該当するもの全てに○を記入し、必要書類を添付してください。

事業所番号											
(上記事業所番号に該当する事業所の在職証明書(別紙2)を添付してください。)※違う場合はご相談ください											
上記事業所名称											
上記事業所所在地		〒		事業所電話番号							
				事業所 FAX 番号							
ふりがな				性別		男		生年月日		年 月 日	
氏名		Ⓜ		性別		女		介護支援専門員証有効期間満了日		平成 年 月 日	
登録番号				(8桁)							
自宅現住所		〒		電話番号							
				FAX 番号							
介護支援専門員としての実務経験年数 (記入した日数分の実務経験証明書(別紙3)を添付してください。) 注1				①専任		年		ヶ月			
				②常勤		年		ヶ月			
				①と②の合算		年		ヶ月			
介護支援専門員専門研修 修了状況 (右記に記載した研修の修了証明書の写しを添付してください。)		専門研修課程 I		平成		年		月		日修了	
		専門研修課程 II		平成		年		月		日修了	
		更新研修 (実務経験者向け研修)		平成		年		月		日修了	
居宅サービス計画書の第1表から第3表 ※研修受講中に提出いただく事例とは別に、申込時点で必要です。		【注意】 ①平成30年12月給付時に作成した居宅サービス計画書の写しを提出してください。 ②個人情報かわからないようにマスキング(黒く塗潰し)をお願いします。				<input type="checkbox"/> 居宅サービス計画書(1) <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画書(2) <input type="checkbox"/> 週間サービス計画表					

注1 平成31年4月8日までの期間で算定して下さい。(5年以上の経験があっても同様です。)

*募集要綱の「2、研修対象者」個別要件(2)②に該当する方は、下記の欄へ必要事項を記入し、写しを添付してください。

ケアマネジメントリーダー養成研修 修了証明書(写しを添付して下さい)	平成	年	月	日修了	修了都道府県名()
認定ケアマネジャー認定証 (写しを添付して下さい)	平成	年	月	日認定	認定番号()

- ご注意**
- ①介護支援専門員証の写しを必ず添付してください。
 - ②在職証明書と上記事業所が異なる場合はご相談ください。
 - ③申込書及び提出書類は、全てA4サイズに揃え、控えをとってから、郵送してください。